

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契印省略)

時間外労働協定の適正化に係る指導の徹底について

労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく協定（労働時間の延長に係るものに限る。以下「時間外労働協定」という。）に係る指導については、平成 16 年 2 月 18 日付け基発第 0218004 号「時間外労働協定の適正化に係る指導について」（以下「局長通達」という。）等により、指示されたところである。

この度、時間外労働協定の締結当事者である過半数代表者の選出方法が、労働基準法施行規則（以下「規則」という。）第 6 条の 2 第 1 項に基づく実質上の要件に適合していない事案が見られたところであり、時間外労働協定の一層の適正化を図るための指導について、改めて下記により徹底を図ることとするので、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 時間外労働協定届の窓口における指導

時間外労働協定届が届け出られた場合、時間外労働協定の締結当事者が過半数代表者であって、その選出方法が規則第 6 条の 2 第 1 項に基づく実質上の要件に適合しているかどうか疑義があるときは、その選出方法がどのようなものであったのか、具体的には、選出手続を行った日時、選出手続の具体的な方法、選出手続に参加した労働者の人数等について説明を求める等により、確認すること。

その結果、締結当事者が過半数代表者の要件に適合していない場合には、局長通達記の第 2 の 2 に基づき、適切な対応を行うこと。

なお、時間外労働協定届を受理せず返戻する理由の説明に当たっては、時間外労働協定に関する周知用リーフレットのほかに、本省から別途送付する時間外労働協定の

締結当事者に関する説明用リーフレットを活用すること。

2 監督指導時の確認

あらゆる監督指導時においても、上記1と同様の確認を行うこと。